

NCPR インストラクターの皆様へ

日本周産期・新生児医学会
新生児蘇生法委員会

新生児蘇生法委員会では、A/B/Jの認定者の更新に関して、eラーニングでの更新を可能とする特別措置を 2023年4月末までに期限を迎える対象者まで延長することを決定いたしました。

また2023年5月以降の更新対象者についてもあわせて検討した結果、2023年4月で実技の復習をすることなく2回連続で更新できる認定者が多数出現すること、スキルアップコース（以下Sコース）の開催件数はコロナ禍以前の開催数に戻りつつあることなどをふまえ、政府により **COVID-19の5類相当引き下げ決定された時点の一つの区切り**とし、若干の猶予期間を経たのち更新に際しては **Sコースを必修とする制度に戻す**ことを決定いたしました。

猶予期間が決定次第、改めてHPでお知らせいたしますが、インストラクターの皆様におかれましては、可能な限り特別措置対象外の認定者に対して優先的なSコース受講の機会の提供にさらなるご協力を何卒よろしくお願いいたします。

【A・B・Jの修了認定者に対する特別措置について】※2022年12月現在

2023年4月末日までに有効期限を迎えるA・B・Jの修了認定者はSコースの受講ができない方に限り、特別措置としてeラーニングでの更新を可能といたしました。
また、期限が切れた後のSコース受講でも更新することができます。

【ご自身のインストラクター資格の更新に関する特別措置について】

- ① トレーニングサイトで行われるフォローアップコース（以下Fコース）の受講ができていないインストラクターは、期限が切れてからでもFコース受講後に更新のお手続きが取れます。来年度のFコースの開催予定は決定したものからHPに随時掲載いたします。優先的にご受講いただけますので是非お早目の受講をご検討ください。
- ② 更新のために必要なインストラクター実績数を満たしていない場合は、期限が切れている期間のインストラクター活動も認められますので、実績を満たした後に更新お手続きを取ることができます。
- ③ インストラクターとしての更新を希望しない場合は、2023年4月末までの有効期限の方はeラーニングの受講でAの認定として更新することが可能です。（既に有効期限が切れており今後実績数を満たすことができない方も遡ってA認定として更新することが可能です）ご希望の方は更新のためのeラーニング設定を行いますので、下記事務局までお問合せください。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本周産期・新生児医学会事務局 新生児蘇生法普及事業
電話:03-5228-2017 FAX :03-5228-2104 E-mail: info@ncpr.jp